

ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社  
「(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」  
答申文 (案) たたき台

本事業は、芦別市の約 114.5ha を事業実施想定区域として、太陽光パネルを 154,000 枚程度設置し、最大出力 50,000kW 程度の太陽光発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生が存在しており、クマタカ等の希少な動物の生息情報がある。また、同区域には、土砂災害特別警戒区域等が存在しているほか、同区域及びその周辺には住宅等が存在している。さらに同区域周辺には既設太陽光発電所が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

#### 1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、太陽光発電設備の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、道路整備状況や法令等の規制を受ける区域、環境保全上配慮が必要な施設等を確認し、事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書では、さらに可能な限り区域の絞り込みを行うことにより環境影響の回避又は低減を図るとともに、その検討過程について分かりやすく記載すること。

また、同区域には土砂災害特別警戒区域等が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮すること。

(3) 事業実施想定区域の周辺には既設太陽光発電所が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(4) 芦別市の「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」を尊重し、同市と十分に調整等を行い、方法書ではその結果を反映した計画とすること。

(5) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、芦別市、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

46 2 個別的事項

47 (1) 騒音

48 本配慮書では、騒音については計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域  
49 及びその周辺には住宅等が存在しており、これらに対する騒音による重大な環境影響が生じるお  
50 それがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、パワーコンディショナと  
51 住宅等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

52

53 (2) 水質

54 事業実施想定区域には、水道水源の集水域が含まれていることから、土地改変に伴う濁水や土  
55 砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施  
56 し、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水道水源の水質に影響を及ぼすと考えら  
57 れる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

58

59 (3) 地盤

60 本配慮書では、事業実施想定区域及びその周辺は、比較的勾配が小さい地形であることや砂防  
61 指定地等が存在しないことなどを理由に、土地の安定性を計画段階配慮事項として選定してい  
62 ないが、事業実施想定区域には、過去に地すべりを起こした地形が確認されていることから、適切  
63 な方法により調査、予測及び評価を実施し、太陽光パネルの配置を検討することなどにより、影  
64 響を回避又は十分に低減すること。

65

66 (4) 反射光

67 事業実施想定区域及びその周辺には住宅等が存在していることから、これらに対する反射光に  
68 よる重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を  
69 実施し、太陽光パネルの周辺に樹木を残置することなどにより、影響を回避又は十分に低減する  
70 こと。

71

72 (5) 動物、植物及び生態系

73 ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりクマタカ等の希少な動  
74 物の生息に関する情報のほか、オオジシギ等の生息に関する情報が得られていることから、関  
75 係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の行動範囲、繁殖を含む生息状況等に  
76 関する詳細な調査を行い、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価  
77 を実施し、その結果を太陽光パネルの配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又  
78 は十分に低減すること。

79 イ 事業実施想定区域には、重要な自然環境のまとまりの場として、植生自然度の高いヤナギ高  
80 木群落が存在していることから、太陽光パネルや搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当  
81 たっては、その範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

82 ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等につい  
83 て、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価  
84 を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は  
85 十分に低減すること。

86 エ 動物相、植物相及び生態系については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとと  
87 もに、重要種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地及び生育地の改変を  
88 避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

89

90 (6) 景観

91 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体へのヒアリング等により選定している  
92 が、ヒアリング対象を広げるなどして、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、他  
93 に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び  
94 評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は  
95 十分に低減すること。

96

97 (7) 廃棄物等

98 本配慮書では、施設の存在による産業廃棄物については計画段階配慮事項として選定していな  
99 いが、供用後に発生する太陽光パネル等の廃棄物については、耐用年数や破損頻度を考慮した上  
100 で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、発生抑制に努めるとともに、発生した場合  
101 は、できる限りリサイクルに努めることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。